

議案第203号

福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年12月11日

福岡市長 高 島 宗一郎

理由

この条例案を提出したのは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に鑑み、教育職員の教職調整額を引き上げる等の必要があるによる。

福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年福岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「である者」の次に「（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第3項において同じ。）を除く。）」を加え、「100分の4」を「100分の10」に改め、同条第3項中「者」の次に「及び指導改善研修被認定者」を加え、「第7条」を「第7条第1項及び第2項」に改める。

第7条第3項中「教育職員」の次に「（管理職手当を受ける者を除く。）」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（令和12年12月31日までの間における特例）

2 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
----------------------	--------

令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の規定による教職調整額の支給及び同条例第7条第1項に規定する時間外勤務並びに福岡市立学校職員の給与に関する条例（昭和29年福岡市条例第12号）の規定による休日勤務手当の支給については、この条例による改正後の福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。